

# 令和六年第三回十一月定例会会議録

令和六年十一月十五日 開会

同日 閉会

令和六年第三回大阪広域水道企業団議会  
十一月定例会会議録

令和六年十一月十五日（金曜日）午後一時開議

○出席議員

一	番	木畑	匡
二	番	井関	貴史
三	番	大林	健二
四	番	白岩	正三
五	番	浜地	慎一郎
六	番	小北	一美
七	番	田村	のり子
八	番	川岸	貞利
九	番	門川	紘幸
十	番	米川	勝利
十一	番	稲森	洋樹
十二	番	辻中	隆
十三	番	尾崎	哲哉
十四	番	北川	健治
十五	番	堀川	和彦
十六	番	池田	幸則
十七	番	木田	伸幸
十八	番	飯阪	光典
十九	番	桃山	悟
二十	番	大倉	基文
二十一	番	寺島	誠
二十二	番	山本	忠司
二十三	番	中原	健氏
二十五	番	島	弘一
二十六	番	中野	学
二十七	番	清水	貞治

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

二十八番	河合	弘樹
二十九番	原	明美
三十番	竹原	伸晃
三十二番	大門	晶子
三十三番	井上	浩一

企業 永藤 英機

副企業 橋本 正司

技術長兼事業管理部長 中田 耕介

危機管理監兼経営管理部危機管理課長 藤野 純也

経営戦略担当部長 林 千絵

経営管理部長 小島 謙一

経営管理部副理事 渡邊 昇

経営管理部経営企画課長 石橋 剛

経営管理部広域連携課長 林 有子

経営管理部広域調整課長 松本 賢一

経営管理部総務課長 肌勢 光浩

経営管理部財務課長 辻 輝昭

経営管理部財務課会計兼経営企画課参事 亀田 麻貴

事業管理部技術管理課長 覚道 慎一

事業管理部副理事兼工務課長 堤 重徳

監査委員 小林 依子

経営管理部総務課参事兼監査委員事務局長 尾崎 元伸

○職務のため出席した者

議会議務局長	尾崎 元伸
議会議務局書記	竹内 晴彦

○議事日程

(永藤企業長あいさつ)

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期決定の件

第三 諸般の報告

(当選議員の報告・紹介)

(例月現金出納検査結果報告)

第四 当選議員の議席の指定

第五 第一号議案 大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例及び大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を

行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件

令和五年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件

令和五年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件

令和五年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

令和五年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

令和五年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

第六 一般質問

○会議に付した事件  
議事日程のとおり

午後一時 開会

○島議長 たいだいまより令和六年十一月定例会を開会いたします。

○島議長 本日の出席者は、欠員を除く三十一名全員で、定足数に達しております。

○島議長 開議に先立ち、企業長から御挨拶があります。

○島議長 永藤企業長。  
(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 本日は、令和六年第三回大阪広域水道企業団十一月定例会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

定例会への提出議案は、条例案一件、令和五年度の剰余金処分に係る議決案件二件、決算に関する報告三件、債権放棄に関する報告一件です。御審議をよろしくお願いいたします。

さて、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市との水道事業の統合に向けては、十一月十二日をもちまして、企業団を構成する全ての市町村の議会において企業団規約の変更に係る議案が可決されました。引き続き、大阪府知事への規約変更に係る許可申請をはじめ、令和七年四月からの円滑な事業開始に向けて着実に準備を進めます。

また、このたびの五市との統合により、企業団として十九市町村の水道事業を担うこととなります。将来にわたって、利用者に安全な水道水を安定的にお届けできるよう、経営・技術両面の基盤強化や広域化による効率的な運営に努めます。

議員の皆様には、企業団の事業運営に引き続きの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日、どうぞよろしくお願いいたします。  
○島議長 企業長の挨拶が終わりました。

○島議長 本日の会議を開きます。

○島議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、大倉基文議員及び寺島誠議員を指名いたします。

○島議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○島議長 異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○島議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○島議長 まず、当選議員の報告の件であります。

令和六年十月一日付で桃山悟議員が、同年十一月一日付で飯阪光典議員及び大門晶子議員が当選されたので、御報告いたします。

この際、当選議員を御紹介いたします。桃山悟議員でございます。

○桃山議員 桃山でございます。

○島議長 飯阪光典議員でございます。

○飯阪議員 和泉市の飯阪です。よろしく願います。

○島議長 大門晶子議員でございます。

○大門議員 河南町議会の大門です。どうぞよろしく願います。

○島議長 以上で御紹介は終わりました。

○島議長 監査委員の例月現金出納検査結果の報告は、配付いたしておきましたので、御了承願います。

○島議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○島議長 日程第五、議案第一号から第三号まで及び報告第一号から第四号まで、大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例及び大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件外六件を一括議題といたします。

議案は、配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。  
○島議長 橋本副企業長。

(橋本正司副企業長登壇)

○橋本副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案から第三号議案及び第一号報告から第四号報告につきまして御説明を申し上げます。

定例会資料の令和六年第三回大阪広域水道企業団議会(十一月定例会)提出議案をお開きいただき、一ページを御覧ください。

まず、第一号議案は、大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例及び大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件でございます。

本条例は、水道行政の省庁移管並びにこれに伴います水道法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

まず、第一条は、大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例の一部改正でございます。

広域化事業に係る厚生労働省の交付金が国土交通省の社会資本整備総合交付金に移行されたことを受けまして、第二条第二号の交付金の名称等について、記載のとおり改正を行うものでございます。

第二条は、大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正でございます。

水道法施行令及び同法施行規則の一部改正によりまして、布設工事監督者と水道技術管理者の資格要件が改められましたことに伴いまして、これに合わせて条例の改正を行うものでございます。

本条例の施行日につきましては、五ページ下の附則第一項を御覧ください。

水道行政の省庁移管に関する改正は、公布の日から、資格要件の改正に関する改正は、水道法施行例等の施行日に合わせて、令和七年四月一日から施行とさせていただきます。

次に、七ページを御覧ください。  
第二号議案は、令和五年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分でございます。

上段は、水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金百億九千三百五十六万余円のうち、三十億九千三百九万余円を減債積立金に、一億五千百十二万余円を水道事業統合促進積立金に、十八億六十七万余円を利益積立金に積み立て、五十億四千八百六十六万余円を資本金に組み入れることにつきまして、地方公営企業法第三十二条第二項の規定により、議会の御議決をお願いするものでございます。

また、下段は、市町村域水道事業に係る未処分利益

剰余金二十六億六千七百八十四万余円のうち、四億三千六百五十六万余円を減債積立金に、二億八千五百九十一万余円を建設改良積立金に、一億九千九十四万余円を利益積立金に積み立て、十六億六千八百七万余円を資本金に組み入れることにつきまして、同様に御議決をお願いするものでございます。

次に、八ページを御覧ください。

第三号議案は、令和五年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分でございます。

工業用水道事業に係る未処分利益剰余金二十七億六千五百七十八万余円のうち、八億一千五百十三万余円を減債積立金に、十二億七千三百十三万余円を利益積立金に積み立て、六億七千七百五十一万余円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第三十二条第二項の規定により、御議決をお願いするものでございます。

次に、九ページを御覧ください。

第一号報告、令和五年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件及び十ページ、第二号報告、令和五年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件につきましては、地方公営企業法第三十条第四項の規定により御報告し、議会の認定に付すものでございます。

別添、別ファイルにとっております令和五年度水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書をお開きください。ファイルデータを御覧の方は、ファイル名、決算関係資料、令和五年度決算書をお開きをお願いいたします。

まず、水道事業会計の水道用水供給事業につきまして御説明を申し上げます。

決算書の三ページを御覧ください。

事業の概況といたしましては、大阪府内の四十二の

市町村に対して、年間約五億三百七十六立方メートルの水道用水を供給し、単年度で三十二億四千四百二十二万余円の利益が生じました。

二十ページ及び二十一ページを御覧ください。  
決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入について、事業収益は、予算額四百二十億三千二百一万余円に對しまして、決算額は四百二十五億四千八百二十万余円となっております。

次に、支出について、事業費用は、予算額四百二十億九百五十四万円に對しまして、決算額は三百八十二億九千二百六十二万余円となっております。

次に、二十二ページ及び二十三ページを御覧ください。

資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額八十九億九千八百六十一万余円に對して、決算額は六十七億七千三百七十五万余円となっております。その主な内容は、企業債、国庫補助金等でございます。

次に、資本的支出は、予算額二百三十八億七千四百七十一万余円に對して、決算額は二百十二億七千三百六十四万余円となっております。主な内容は、改良事業に要した建設改良費、企業債償還金などでございます。

続きまして、市町村域水道事業につきまして御説明を申し上げます。

少し飛びますが、六十三ページ及び六十四ページを御覧ください。

事業の概況といたしましては、十二の水道事業で当年度の純利益を、一つの水道事業で当年度の純損失を計上し、十三水道事業全体では、単年度で七億八千二百七十三万余円の利益が生じております。

少し飛びますが、百二ページ及び百三ページを御覧

ください。

決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入について、事業収益は、予算額百七億八千三百二十七万余円に対して、決算額は百六億五千六百六十七万余円となっております。

次に、支出について、事業費用は、予算額百五億一千二百十九万余円に対し、決算額は九十五億五千四百九十三万余円となっております。

次に、百四ページ及び百五ページを御覧ください。

資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額四十三億五千八百三十一万余円に対して、決算額は三十一億九千七百二十万余円となっております。その主な内容は、企業債、国庫補助金、工事負担金などでございます。

次に、資本的支出は、予算額八十億四千三百十万余円に対して、決算額は六十八億一千五百六十三万余円となっております。主な内容は、建設改良費、企業債償還金などでございます。

水道事業会計の決算説明につきましては、以上でございます。

続きまして、工業用水道事業会計につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四百五ページを御覧ください。

事業の概況でございますが、令和五年度は、延べ四百十五の事業所に対して、年間約一億四千三百二十万立方メートルの工業用水を供給し、単年度で八億一千五百十三万余円の利益が生じたところでございます。四百二十ページ及び四百二十一ページを御覧ください。

決算の報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入について、事業収益は、予算額七十四億八十五万余円に対しまして、決算

額は七十三億九千三百十五万余円となっております。

次に、支出について、事業費用は、予算額七十一億七千四百七万余円に対し、決算額は六十億九千六百六十一万余円となっております。

次に、四百二十二ページ及び四百二十三ページを御覧ください。

資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額六十億八千八百四十四万余円に対して、決算額は五十七億三千五百二十万余円となっております。主な内容は、企業債、固定資産売却代金などでございます。

次に、資本的支出は、予算額百八億三百八十七万余円に対しまして、決算額は八十四億一千七百二十九万余円となっております。主な内容は、増補改良事業に要した建設改良費及び企業債償還金でございます。工業用水道事業会計の決算説明は、以上でございます。

また、先ほどの定例会資料の提出議案の資料にお戻りをいただきますと、十一ページを御覧いただきたいというふうに思います。

第三号報告は、令和五年度決算に基づく資金不足比率報告の件でございます。

水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額はございません。

なお、令和五年度決算に対する監査委員意見書及び令和五年度決算に基づく資金不足比率審査意見書は、決算書と同じファイルにとじております。データを御覧の方は、フォルダー名、定例会資料の中にデータを格納いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、十二ページをお開きください。

第四号報告は、債権放棄報告の件でございます。

本議案は、債権の管理に関する条例の規定によりま

して、令和五年度中に放棄をした債権について御報告をするものでございます。

内容につきましては、未収となっていた水道料金及びメーター使用料、計五百件、二百三万余円につきまして、条例第十四条第一項第一号、第二号または第五号の規定によりまして、その債権を放棄したものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○島議長 以上で、副企業長の説明は終わりました。

○島議長 この際、日程第五、議案第一号から第三号まで及び報告第一号から第四号まで、大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例及び大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件外六件に日程第六、一般質問を併せて一括議題といたします。

これより、日程第五の諸議案に対する質疑及び日程第六の一般質問を行います。

通告がありますので、指名いたします。

○島議長 一問一答方式により、北川健治議員。

(北川健治議員登壇)

○北川議員 こんにちは。寝屋川市議会から選出されております北川健治でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

それでは、発言通告に基づき、質疑、一般質問を行います。

この後は、質問者席で行わせていただきます。

最初に、令和五年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告について質疑します。

岬水道事業では、当年度純損失三千七百五十三万一

千八百九十九円を計上していますが、損失を出した要因について伺います。

○島議長 これより答弁を求めます。

○島議長 辻財務課長。

○辻経営管理部財務課長 岬水道事業の令和五年度決算において、当年度純損失となった要因についてお答えします。

岬水道事業は、企業団の水道用水供給事業からの受水と岬町内にある逢帰ダムを水源とする自己水で水道水を賄っていますが、令和四年度に生じた逢帰ダムの漏水に対応するため、水道用水供給事業の受水費が増加しました。

また、老朽化した管路など水道施設からの漏水の増により修繕費が増加したことなどにより、当年度純損失を計上しました。

以上でございます。

○島議長 北川議員。

(北川健治議員登壇)

○北川議員 どうもありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。

市町村域水道事業の料金回収率で、最高と最低について伺います。

また、十三水道事業の料金回収率を伺います。

○島議長 辻財務課長。

○辻経営管理部財務課長 料金回収率は、有収水量一立方メートル当たりの給水収益に係る費用で除して算出するもので、給水に係る費用がどの程度給水収益、いわゆる水道料金で賄えているかを表す指標です。

決算書の六十四ページに記載のございます令和五年度の料金回収率一〇一・七八%、これは市町村域水道事業の十三水道事業全体の値です。

十三水道事業のうち、料金回収率は、藤井寺水道事業の一七・五%が最も高く、千早赤阪水道事業の七三・七%が最も低い値です。

そのほかの水道事業の料金回収率は、泉南水道事業が一〇・六%、四條畷水道事業が一〇三・五%、大阪狭山水道事業が一〇一・六%、阪南水道事業が九七・九%、豊能水道事業が九二・〇%、忠岡水道事業が九七・五%、熊取水道事業が九六・七%、田尻水道事業が一〇一・一%、岬水道事業が八八・三%、太子水道事業が九三・八%、河南水道事業が九六・一%です。

なお、料金回収率が一〇〇%を下回っている場合でも、給水に係る費用は、給水申込時の加入金や統合元市町村からの繰入金など給水収益、いわゆる水道料金以外の収入で賄っています。

以上でございます。

○島議長 北川議員。

(北川健治議員登壇)

○北川議員 どうもありがとうございます。よく分かりました。

次に、三点目の質疑として、豊能水道事業は令和五年四月一日に料金改定を行っていますが、どのような理由で料金改定に至ったのでしょうか。

次に、料金算定要領はあるでしょうか。

また、料金の算定は総括原価方式で算定されているのでしょうか。

以上三点について、併せて伺います。

○島議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 豊能水道事業については、財政収支の見直しにおいて、令和三年度以降、単年度損益の恒常的な赤字が見込まれたことから、令和三年度から検討に着手し、令和五年四月に料金改定を

行ったものです。

企業団では、料金の算定は、公益社団法人日本水道協会が定める水道料金算定要領に基づき、総括原価方式に沿って行っています。

豊能水道事業の料金改定は、料金算定期間を令和五年度から令和十年度までとし、この間に見込まれる人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費や支払い利息等の費用の額から料金以外の収入の額を控除し、必要な料金を算定しました。

その結果、令和五年四月から平均一五%の料金改定を行ったものです。

以上でございます。

○島議長 北川議員、どうぞ。

(北川健治議員登壇)

○北川議員 どうもありがとうございます。

四点目の質疑に移ります。

地方公営企業法第三十条第四項では、決算を「遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならぬ」と定められています。よって、第一号報告、第二号報告は認定に改めるべきと考えます。文言についてですね。また、件名も同様に、報告の件を認定、認定の件、認定について等に改めるべきと考えます。

次に、決算を認定に付するに当たっては、決算書類として、一、決算報告書、二、損益計算書、三、剰余金計算書、四、剰余金処分計算書、五、貸借対照表、決算附属書類として、六、事業報告書、七、キャッシュ・フロー計算書、八、収益費用明細書、九、固定資産明細書、十、企業債明細書を併せて提出することになっていきます。

そして、これらについては、地方公営企業法第三十

条（決算）、地方公営企業法施行令第二十三条（決算に併せて提出すべき書類）、地方公営企業法施行規則第四十八条（決算報告書等の様式）、地方公営企業法施行規則第四十九条（キャッシュ・フロー計算書等の様式）に規定されています。

企業団の決算書を見ますと、書類の添付の順序や書類の一部の様式と異なっているところがあるように見受けられますが、このことについて見解を伺います。

○島議長 辻財務課長。

○辻経営管理部財務課長 決算の報告に当たりましては、当企業団同様、報告第何号とする事例をはじめ、認定第何号、議案第何号とするなど、全国的にも様々な事例があります。

件名についても同様、報告の件とするほか、決算についてや決算認定の件、また剰余金処分の一括にするなどの事例があります。

企業団では、提出議案の性質に着目し、議案と報告に区分しています。

様々な事例や考え方を踏まえ、御審議いただく議案や報告の内容がより分かりやすく伝わるにはどのような在り方がよいか、検討します。

次に、決算書の書類の順序についてお答えします。

決算書を構成する書類は、地方公営企業法に、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表及び事業報告書の順で規定されています。

また、地方公営企業法施行令では、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書の順で規定されています。

議員の御指摘と企業団の決算書における書類の順序が異なっている点は、企業団の決算書では事業報告書を一番目に記載している点でございます。

企業団では、数字のみが記載される決算報告書等の前に事業報告書を記載することにより、まずは当該年度の概況などを御承知いただいた上で決算値を御覧いただきたいという考え方の下、この順序としています。なお、大阪市や東京都など、企業団と同様の順序を採用している団体もございます。

次に、決算書類の一部が地方公営企業法施行規則で定められている様式と異なっているのではないかと伺う御質問についてお答えします。

同法施行規則では、決算報告書等の様式について、「各号の定める様式に準ずるものとする」と定められており、それぞれの様式が提示されています。

企業団の決算書では、見やすさや分かりやすさを考え、様式中の文言を変更したり備考欄を省略するなど、一部様式と異なる箇所がございますが、同法施行規則に準じて作成しており、規則の定めを逸脱するものではないと考えております。

しかし、今後、様式の表記を変更することで、より分かりやすくなる項目については対応を検討します。

以上でございます。

○島議長 北川健治委員。

（北川健治議員登壇）

○北川議員 ありがとうございます。

実は、昨日、枚方寝屋川消防組合協議会の全員協議会がありました。その終了後、大阪府の津波・高潮ステーション及び吹田市にあります北大阪消防指令センターの視察を行いました。

その終了後、議員、組合の理事者及び枚方市長、寝屋川市長を交えての懇親会が行われました。いろいろ話す機会があり、枚方、寝屋川の議員、理事者及び両市長から、本件決算についての話を聞きました。報告とするのはおかしいという意見が大勢でありました。

また、参考までに、構成市の議員及び議会に意見を聞いていただきたいと思えます。ぜひよろしくお願いたします。

次に、これからは一般質問でございます。企業団における中央監視システムの外部委託化について質問いたします。

私は、以前、庭窪浄水場を視察しましたが、その際、中央管理システムの監視業務を外部委託していることを伺いました。また、頂いたパンフレットを見ると、中央管理システムの運転管理を外部委託することで、さらなる組織のスリム化を図っていますと記載されています。

私は、こうした外部委託は進めていくべきと考えますが、まず庭窪浄水場での取組状況について伺います。

○島議長 肌勢総務課長。

○肌勢経営管理部総務課長 庭窪浄水場の中央管理室では、庭窪浄水場をはじめ、三島系浄水場、大庭浄水場の運転管理を行っております。

その運営委託については、民間の運営ノウハウの活用による業務の効率化を目指し、平成二十五年十一月から三島浄水場系運転管理業務と庭窪浄水場と大庭浄水場を含む施設点検・保守業務等を委託、平成二十八年三月からは庭窪浄水場と大庭浄水場の運転管理業務も追加し、その範囲を拡大させてまいりました。

この間、万全を期して、引き続き企業団職員を配置してきましたが、段階的にその関与を縮小し、令和五年十月末をもって中央管理室での交代制勤務を廃止いたしました。

以上です。

○島議長 北川健治議員。

（北川健治議員登壇）

○北川議員 ありがとうございます。

次に、外部委託化は、業務の効率化に加え、経営の観点からも有益であると私は考えています。令和五年十月末をもって交代制職員を解消したとの答弁がありました。費用対効果面での効果額について伺います。

○島議長 肌勢総務課長。

○肌勢経営管理部総務課長 交代制職員は、委託前、二

十八名の職員を配置していましたが、平成二十五年十一月の委託化により十六名、平成二十八年からはさらに八名を削減しました。そして、令和五年十月末をもって全面委託化により配置職員を解消いたしました。

議員御質問の効果額につきましては、平成二十五年十一月からの委託開始から今期委託期間でございます令和十年六月までの効果額を約六億八千万円と試算しております。

以上です。

○島議長 北川健治議員。

(北川健治議員登壇)

○北川議員 ありがとうございます。

運転管理業務の外部委託によって、民間の運営ノウハウの活用だけでなく、費用対効果の面からも有効であることが分かりました。

しかし、村野浄水場及び送水管理センターについては、いまだ直営により運営がされています。

先ほども申し上げたとおり、私は運転管理業務は外部委託すべきと考えています。これらの施設において、外部委託が行われていない理由及び今後の展望について伺います。

○島議長 肌勢総務課長。

○肌勢経営管理部総務課長 企業団では、安全・安心で

良質な水を安定的に供給するという責務を果たすため、企業団水の約八割を製造する基幹浄水場であります。村野浄水場と庭窪浄水場、送水管理センターなどの運営

を行っております。

このうち、庭窪浄水場については、非常時でも基幹浄水場である村野浄水場からバックアップできることなどから、民間の運営ノウハウの活用による業務の効率化を目指し、運転管理業務の委託化を行ったものです。

一方、村野浄水場は基幹浄水場であり、企業団が責任を持って運営する必要があると考えていること、また送水管理センターは、企業団の送配水運用のノウハウを得ることができ、唯一の職場であり、そこで習得した技術は水道事業所などで発揮することができるなど、企業団職員の技術力確保、人材育成の観点からも欠かせない施設であると位置づけております。

以上のことから、これら施設の運転管理業務の外部委託化は慎重に検討する必要があると考えております。以上です。

○島議長 北川健治議員。

(北川健治議員登壇)

○北川議員 村野浄水場及び送水管理センターについては、現状、外部委託が困難であることは一応理解いたしました。

しかし、私は、先ほどから申し上げているとおり、外部委託によって、民間の運営ノウハウの活用やコスト削減、業務効率の向上の促進につながるものと考えていますので、検討を進められるよう要望し、次の質問に移ります。

最後に、高圧受電設備に係る安全対策について質問します。

今から二十四年前の平成十二年十一月二日、小野原ポンプ場の七万ボルトの特別高圧受電設備において、府の水道部職員二人が感電し、一人が即死しました。一人がやけどを負う悲惨な感電事故が発生しています。

この事故は、私が経済産業省時代にこの事故の報告を受けました。その記憶は鮮明に今も残っています。この事故の後、どのような再発防止対策を取られたのか伺います。

またあわせて、安全教育について伺います。

○島議長 藤野危機管理監。

○藤野危機管理監兼経営管理部危機管理課長 当時の大阪府水道部では、職員が亡くなるという痛ましい事故を教訓にしまして、まず第一に、設備の改善策として、十六か所の特別高圧受電設備全てにおきまして、機器の通電部分が露出していないガス絶縁開閉装置、GISと申しますが――などへの変更を実施いたしました。

第二に、職員が安全で適切に対処できるように作業手順書の作成を行い、通電中でも入室することなく室内の状況を目視点検ができるように各室の扉へのぞき穴を設置いたしました。

第三に、安全作業を注意喚起するため、感電の危険がある場所の扉には入室作業心得や近接距離限界の表示等を行い、その床にはゼブラゾーンを描いて室内機器の検電作業位置を明示するなど、視覚面における再発防止策にも取り組みました。

第四に、安全教育としまして、各事業所に配属された電気主任技術者等によりまして、年度当初に新規採用職員及び人事異動職員を対象に特別教育・研修を行い、前年度の担当者と合同で保守点検を行うなど、作業者の安全意識と技術力の向上に取り組みこととしました。

最後に、事故ゼロ運動推進本部を設置し、全所属において毎月の月初めに事故ゼロ朝礼を実施して、各所属長による訓示や職員から募集した標語の指さし呼称などを行う事故ゼロ運動に取り組んでおります。

今後も、小野原ポンプ場での痛ましい事故を風化させることなく、無事故・無災害に向けて取組を進めてまいります。

○島議長 北川健治委員。

(北川健治議員登壇)

○北川議員 答弁をしっかりと聞かせていただきました。二度とこのような悲惨な事故が起こらないように、五つの対策をしっかりと講じられていることをお聞きして、さすがだなと安心した次第でございます。引き続き、しっかりと事故防止に努めていただきたいと思えます。

次に、大阪広域水道企業団が市町村域水道事業を実施している十三水道センターの高圧受電設備の数と電気主任技術者の選任形態及び保安規程の届出形態について伺います。

また、波及事故防止の観点から、構内柱を立てて、区分閉閉器、PASといいますが——を設置すべきと考えますが、設置されている事業場、ない事業場について伺います。

また、今後の対応について伺います。

○島議長 松本広域調整課長。

○松本経営管理部広域調整課長 市町村域水道事業において、高圧受電設備を設置している施設は、十三水道センターのうち十二水道センターの浄水場三施設、配水池、ポンプ場などの送配水施設二十四施設の合計二十七施設です。

電気事業法第四十三条第一項に基づき、高圧受電設備などの自家用電気工作物を設置している者は電気主任技術者を選任することとなっておりますが、同法施行規則第五十二条第二項の規定に基づき、一定の要件を満たしている民間事業者と保安管理業務の委託契約を結び、外部委託承認を得た場合は選任が不要となっております。

います。

高圧受電設備を有する十二水道センターは、保安管理業務の外部委託承認を受けており、電気主任技術者の選任が不要となっております。

また、同様に、自家用電気工作物を設置している者に義務づけられている国への保安規程の届出については、各水道センターが行っています。

次に、区分閉閉器は、高圧受電設備などで起きた事故が原因で周辺地域一帯を停電させてしまう波及事故を防止する設備であり、高圧受電設備を有する二十七施設で全てに設置しています。

今後とも、高圧受電設備などで事故が起こらないよう、適切に当該設備の点検、維持管理、更新を行います。

以上でございます。

○島議長 北川健治委員。

(北川健治議員登壇)

○北川議員 答弁どうもありがとうございました。

以上でもって、質疑、一般質問は終わります。ありがとうございます。

○島議長 北川議員の質問が終わりました。

以上で通告の質疑及び質問は終了いたしました。

これをもって、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を結びたいと思います。

○島議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

なお、再開の時刻は後ほど御連絡いたします。

(午後一時五十分休憩)

(午後二時再開)

○島議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○島議長 日程第五の諸議案七件のうち、議決不要の報告第三号及び第四号を除く五件に対する討論は、通告

がありませんでしたので、討論なしと認めます。

○島議長 これより日程第五の諸議案につきまして採決に入ります。

議決不要の報告第三号及び第四号を除く議案第一号から第三号まで並びに報告第一号及び第二号、大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例及び大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件外四件を一括して採決いたします。

○島議長 お諮りいたします。

以上の諸議案五件につきまして、可決、認定することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○島議長 御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案五件は、可決、認定することに決定いたしました。

○島議長 これで、本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これをもって、令和六年十一月定例会を閉会といたします。

午後二時一分 閉会

議長 島 弘一

副議長 川岸 貞利

議員 大倉 基文

議員 寺島 誠